経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 商工労働部  成長産業振興室  　　立地・成長支援課  ライフサイエンス産業課 | 小口支払基金の管理に関する規則第８条の規定により、年度末に精算を行わなければならないが、年度末に精算が行われていなかった。  （経費支出の内容）  　１　目　的　「大阪医工プロジェクト市場性評価等会議」に係るお茶代  　２　支払日　平成27年３月19日（協議会の当日）  　３　精算日　平成27年６月16日  　４　支出額　774円 | 小口支払基金の事務のルール等について、周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【小口支払基金の管理に関する規則】  （資金の精算等）  第８条　資金前渡職員は、年度末に精算を行わなければならない。 | | 室の職員に小口支払基金の事務について改めて制度周知をするとともに注意喚起を行った。  今後は再発防止のため、年度末及び出納整理期間中に改めて室内に注意喚起を行うとともに、通帳確認の実施等について徹底する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年 －月 －日、事務局：平成27年６月15日から同年７月31日まで）